

委託仕様書（案）

1 件名

（仮称）江東区生物多様性地域戦略策定支援業務委託（令和7年度）

2 履行期間

契約確定日の翌日から令和8年3月31日まで

3 履行場所

江東区指定場所

4 目的

江東区（以下「区」という。）は、南に東京湾、西に隅田川、東に荒川、まちなかを縦横に走る河川や運河に囲まれ、東京でも例のない水辺に恵まれた地理的・地形的特徴を持っている。

これまで、水辺に恵まれた地域特性を活かして公園や散歩道の整備・ポケットエコスペース（「ビオトープ」に対する区独自の呼称）の設置など、多彩な緑地が連なるようにみどりを整備し、多様な生物が生息・生育できるネットワークづくりを進めてきたところである。

本区の特徴的な生態系は、これまで人の手が入ることによって維持されてきた。しかし、担い手の不足や開発による緑地の減少、新たな外来種の侵入、日々の生活や企業活動による消費を通じて、全ての生態系が今のまま維持できなくなる可能性がある。

これらの課題に対処し、さらに持続可能で魅力的な地域づくりを進めるために、「（仮称）江東区生物多様性地域戦略」を策定する。

策定にあたっては、令和6年度に現地調査や庁外及び庁内での検討を行い、令和7年度に庁外及び庁内での検討、素案の作成、パブリックコメントを実施し、2か年の検討期間を予定している。

5 業務内容

(1) 業務概要

本委託の業務概要は以下のとおりとする。

- ア 計画準備・打合せ協議
- イ 地域戦略の策定支援
- ウ 検討組織の運営支援
- エ その他策定業務に必要な支援
- オ (仮称) 江東区生物多様性地域戦略等の作成

(2) 計画準備・打合せ協議

ア 受託者は、本業務実施に先立ち委託の趣旨を十分理解し、作業内容や工程、作業体制について打合せ協議を行う。また、受託者は、各種調査方法、中間報告及び調査報告書の取りまとめ方法について協議を行う。

イ 区は、本委託に関わる資料として前回調査等における資料を貸与する。資料借用の際は借用書を提出し、破損・紛失等が生じないようにする。借用資料は以下のものとする。なお、その他必要な資料がある場合は、担当者と協議により決定する。

- (ア) 江東区緑の基本計画改定業務委託報告書(平成31年3月)
- (イ) 江東区緑の基本計画改定業務委託報告書(令和2年3月)
- (ウ) 江東区みどりの実態調査報告書(令和5年3月)
- (エ) 江東区緑視率等調査報告書(平成31年3月)
- (オ) 江東区緑被率等調査報告書(平成29年3月)
- (カ) 江東区緑視率調査及び緑化余地検討業務総括報告書(平成26年3月)
- (キ) 江東区みどりと自然の実態調査報告書(平成19年3月)

ウ 受託者は、本業務の実施にあたり、江東区請負者等提出書類処理基準等に基づき以下の書類を区に提出する。また、その他の書類提出がある場合は、担当者の指示に従うこと。

- (ア) 委託着手届(別記様式Ⅱ第1号)
- (イ) 工程表(別記様式Ⅱ第103号)

- (ウ) 代理人、主任技術者及び照査技術者通知書(別記様式Ⅱ第2号)
- (エ) 経歴書(別記様式Ⅱ第104号)
- (オ) 身分証明書発行申請書(別記様式Ⅱ第105号)
- (カ) 調査業務計画書(別記様式Ⅱ追第3号)
- (キ) 納品書(別記様式Ⅱ第109号)
- (ク) 納品内訳書(別記様式Ⅱ第110号)
- (ケ) 委託完了届(別記様式第4号の5)

(3) 調査準備

ア 主任技術者の選任

受託者は、業務の円滑な進捗を図るため、主任技術者を配置する。主任技術者は、技術士法に定める技術士（総合技術管理部門）の資格を保有し、生物調査をはじめとした自然環境調査及び生物多様性地域戦略、環境基本計画、緑の基本計画等の策定支援に従事した経験のあるものとする。また、主任技術者は、作業手法、関連法令共に専門的知識を有し、本業務従事者に対して指導的な立場を持ち、全体の技術向上に努めなければならない。

イ 照査技術者の選任

当該成果の品質を確保するための照査を担う役割として、一般財団法人自然環境研究センターが認定する生物分類技能検定1級の資格を有する者を配置する。

ウ 業務計画

受託者は、本業務の実施にあたり、調査業務計画書を作成し、区に提出する。調査業務計画書には次の事項を記載する。

- (ア) 業務概要
- (イ) 業務実施体制
- (ウ) 連絡体制
- (エ) 調査従事者
- (オ) 工程表
- (カ) 打合せ計画

エ 既存資料の整理

受託者は、委託履行のため、江東区みどりの実態調査報告書等の調査報告書及び区所有の資料の整理を行う。

オ 現地調査及び現地調査のための準備

現地調査は、令和6年度内の調査を基本とするが、渡り鳥の飛来状況など令和6年度内では調査できていないものがある場合、追加調査を実施すること。

なお、受託者は、現地調査実施前に調査従事者に対して事故・トラブルがないよう十分な研修を行い、近隣住民や歩行者等から問い合わせがあった場合は身分証明書、腕章を提示できるように携帯し、現地でトラブルや事故があった場合は速やかに区に報告するよう指導する。また、調査業務計画書に記載の調査従事者用に、本区に対して身分証明書と腕章の発行申請を行う。

(4) 地域戦略の策定支援

ア 計画の基本的項目の検討

計画の期間、対象区域、位置づけなど、計画策定に必要な基本的項目を整理する。

イ 関連する法律や他の個別計画等との整合及び調整

区の生物多様性や緑・水環境を取り巻く新たな動向や環境の変化、江東区長期計画や江東区環境基本計画、江東区みどりの基本計画（後期）、その他関連する法律や計画、最近の国や東京都の取り組みなどとの整合及び調整を図る。

ウ 計画の構成の検討

「生物多様性地域戦略策定の手引き（令和5年度改訂版）」（環境省）等を参考に、計画の構成を検討する。

エ 区の将来像の検討

計画の基本的な考え方、基本理念、基本方針、将来像などについて検討する。

オ 施策体系および具体的な行動の検討

理念や将来像の達成に向けた施策の方向性や具体的な施策体系について検討する。また、各施策の具体的な行動について、主体別（区民、団体、事業者、区）に検討する。

カ 指標・目標の検討

計画の進捗管理に活用する指標・目標を定める。

キ 推進体制・進行管理体制の検討

計画の推進体制、進行管理体制（評価・見直し等の仕組み）等を検討し、具体的に提案する。

(5) 検討組織の運営支援

庁内・庁外の検討組織について下記の運営支援を行う。

- ・会議への出席
- ・会議の事前準備、資料の作成（必要部数のコピー及び必要に応じて補足資料の作成を含む。）
- ・会議での資料等の説明
- ・会議における意見の整理
- ・議事録（要旨）作成（録音・要点記録）
- ・会議に係る質疑応答への対応支援
- ・会議開催に係る事務局との準備、打合せ等への支援（随時）

ア 庁内検討組織

区課長級職員（約20人程度）により構成される検討組織として、年3回程度開催を想定する。

イ 庁外検討組織

学識経験者、関係団体代表者、事業者、公募区民及び区職員（約20人程度）により構成される検討組織として、年3回程度開催を想定する。

(6) その他策定業務に必要な支援

ア 住民説明会運営支援

開催2回程度の想定で、下記の運営支援を行う。

- ・会議への出席

- ・会議資料の作成（必要部数のコピー及び補足資料の作成を含む。）
- ・会議での資料等の説明
- ・意見要旨及び意見に対する区の考え方の作成

イ 意見交換会運営支援

開催1回程度の想定で、下記の運営支援を行う。

- ・企画・計画・準備
- ・開催運営支援（テーブルマネージャー、各テーブル取りまとめ）

ウ 区ホームページ・区報等にて公開する資料の作成

検討経過等及び策定計画をホームページで公開するための資料（PDF等）を作成する。また、区報に掲載する場合は掲載資料の作成支援を行う。

エ 骨子案及び素案の作成支援

協議会の議論等の意見を踏まえ、骨子案及び素案を作成する。

オ 素案のパブリックコメント対応支援

区が実施するパブリックコメントに際し、閲覧場所に備え付ける閲覧資料及びホームページで公開する閲覧資料（PDF等）を作成する。

また、素案のパブリックコメント期間中に寄せられた意見を整理及び分析し、意見に対する区の考え方を資料として作成する。

カ 議会報告資料の作成

素案等を区議会へ報告するための資料を作成する。

(7) （仮称）江東区生物多様性地域戦略等の作成

本編及び概要版を作成する。作成にあたっては、区民が手に取り、見て分かりやすい仕様・デザイン・構成に配慮する。

(8) 報告書作成

各調査、分析、評価したものを調査報告書としてまとめる。調査報告書の仕様は以下のとおりとする。

製本：クルミ製本(A4版)

表紙：レザック175～215kg程度

本体：普通紙、カラー印刷

6 遵守事項

- (1) 本委託に関する成果品の所有権は区に帰属する。受託者は、本業務で知り得た情報を受託者以外の第三者に漏らしてはならない。また、成果品（作業等の実施過程において得られた記録を含む）を他人に閲覧させ、複写させ、または譲渡してはならない。ただし、区の承諾を得たときはこの限りではない。
- (2) 本業務期間中にトラブルが発生した場合は、速やかに区へ連絡する。ただし、受託者の責任により発生した場合は、受託者において一切の処理をする。
- (3) 本業務に関する資料、成果品の所有権は、すべて区に帰属するものとし、受託者は区の承認を得ることなく第三者に公表、貸与及び使用をしてはならない。
- (4) 受託者は、本業務の完了後速やかに書類を点検整備し、成果品を提出する。成果品の引渡し後に内容の不備、不完全が発見された場合には受託者の負担と責任で直ちに補正する。
- (5) 受託者は、業務の全部を一括して第三者に委託しないこと。業務の一部を第三者に委託しようとするときは、あらかじめ区への申請を必要とする。
- (6) 受託者は、暴力団等排除について、別紙「江東区契約における暴力団等排除に関する特約条項」を遵守すること。
- (7) 受託者は、個人情報を取り扱う場合は、別紙「個人情報の取扱いに関する特記条項」を遵守すること。
- (8) 受託者は、自動車を使用する場合は、別紙「自動車の使用に関する特記仕様書」を遵守すること。

7 成果品

以下のとおりとする。また、データ類はDVD-Rもしくは外付けHDDに格納し納品する。なお、納品するデータは最新のウィルス対策ソフトを使用しウィルスチェックを行う。

- (1) (仮称) 江東区生物多様性地域戦略 A4 80頁程度 500部
- (2) (仮称) 江東区生物多様性地域戦略概要版 (大人向け) A4 4頁中折 500部
- (3) (仮称) 江東区生物多様性地域戦略概要版 (子供向け) A44 88頁 観音折 2, 000部
- (4) 進行管理支援ツール 一式
- (5) 本業務の過程で作成した関係資料の電子データ 4部
- (6) 打合せ協議簿 一式

8 支払方法

受託者は、業務完了日に委託完了届を区に提出し、区が行う履行確認と検査に合格した後に請求を行うこと。区は、請求に基づき一括で支払うこととする。

9 その他

- (1) 本仕様書に記載のない事項又は本業務の履行に関わり疑義が生じた場合は、区と受託者との協議の上決定する。
- (2) 本仕様書に特に明記がないもの、本業務を進めるうえで当然に必要な資料やデータ等の作成は受託者の責任において行うものとする。

江東区土木部管理課C I G推進係

連絡先：03-3647-2079(直通)

江東区契約における暴力団等排除に関する特約条項

(暴力団等排除に係る契約解除)

第1条 甲は、乙（乙が共同企業体又は事業協同組合であるときは、その構成員又は組合員のいずれかの者が該当する場合を含む。）が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。この場合においては、何ら催告を要しないものとする。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員及び暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であるとき、又は暴力団員等が乙の経営に事実上関与していると認められるとき。
- (2) 業務に関し、不正に財産上の利益を凶るため、又は第三者に損害を加えるために暴力団又は暴力団員等を利用したと認められるとき。
- (3) 暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に与えたと認められるとき。
- (4) 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難される関係を有していると認められるとき。
- (5) 下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他契約にあたり、その契約相手方の入札参加資格の有無にかかわらず、第1号から第4号の規定に該当する者であると知りながら、当該契約を締結したと認められるとき。

2 前項の規定により契約を解除したときは、契約保証金は、甲に帰属する。

3 乙は、契約保証金の納付がなく、第1項の規定により契約が解除されたときは、契約金額の100分の10に相当する額（契約の一部の履行があったときは、契約金額から履行部分に対する契約代金相当額を控除して得た額の100分の10相当額）を違約金として甲の指定する期間内に支払うものとする。

4 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除したときは、これによって乙に損害が生じても、その責を負わないものとする。

5 前各項に定めるもののほか契約解除に伴う措置等については、契約条項の関係規定を準用するものとする。

(不当介入に関する報告及び届出)

第2条 乙は、契約の履行にあたり、暴力団等から、区が締結する契約に関し契約の相手方に、工事妨害等の不当介入又は下請参入等の不当要求（以下「不当介入」という。）を受けた場合（下請人が暴力団等から不当介入を受けた場合を含む。以下同じ。）は、速やかに甲に報告するとともに、警視庁管轄警察署（以下「管轄警察署」という。）へ届出を行わなければならない。

2 乙は、前項の規定による報告及び届出により、甲が行う調査並びに管轄警察署が行う捜査に協力しなければならない。

3 甲は、乙が不当介入を受けたにもかかわらず、正当な理由がなく甲への報告又は管轄警察署への届出を怠ったと認められるときは、区の契約から排除する措置を講ずることができる。

個人情報の取扱いに関する特記条項

(個人情報保護法等の遵守)

第1条 乙は、個人情報の保護に関する法律のほか、甲の定める江東区個人情報の保護に関する法律施行条例施行規則並びに情報セキュリティポリシー及び情報セキュリティ実施手順に基づき、個人情報の取扱いに関する特記条項（以下「特記条項」という。）を遵守しなければならない。

(責任体制の整備)

第2条 乙は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

(作業責任者等の届出)

第3条 乙は、個人情報の取扱いに係る作業責任者及び作業従事者を定め、業務の着手前に書面により甲に報告しなければならない。

2 乙は、個人情報の取扱いに係る作業責任者及び作業従事者を変更する場合の手續を定めなければならない。

3 乙は、作業責任者を変更する場合は、事前に書面により甲に申請し、その承認を得なければならない。

4 乙は、作業従事者を変更する場合は、事前に書面により甲に報告しなければならない。

5 作業責任者は、仕様書及び特記条項に定める事項を適切に実施するよう作業従事者を監督しなければならない。

6 作業従事者は、作業責任者の指示に従い、仕様書及び特記条項に定める事項を遵守しなければならない。

(作業場所の特定)

第4条 乙は、個人情報を取り扱う場所（以下「作業場所」という。）を定め、業務の着手前に書面により甲に報告しなければならない。

2 乙は、作業場所を変更する場合は、事前に書面により甲に申請し、その承認を得なければならない。

3 乙は、甲の事務所内に作業場所を設置する場合は、作業責任者及び作業従事者に対して、乙が発行する身分証明書を常時携帯させ、事業者名が分かるようにしなければならない。

(教育の実施)

第5条 乙は、個人情報の保護、情報セキュリティに対する意識の向上、仕様書及び特記条項における作業従事者が遵守すべき事項その他本委託業務の適切な履行に必要な教育及び研修を、作業従事者全員に対して実施しなければならない。

2 乙は、前項の教育及び研修を実施するに当たり、実施計画を策定し、実施体制を確立しなければならない。

(守秘義務)

第6条 乙は、本委託業務の履行により直接又は間接に知り得た個人情報を第三者に漏らしては

ならない。契約期間満了後又は契約解除後も同様とする。

- 2 乙は、本委託業務にかかわる作業責任者及び作業従事者から、秘密保持に関する誓約書（甲に対する誓約書をいう。以下単に「誓約書」という。）を徴取し、これを甲に提出しなければならない。

（再委託）

第7条 乙は、本委託業務の全部の委託をしてはならない。

- 2 乙は、甲の書面による許諾を得た場合に限り、本委託業務の一部の委託（以下「再委託」という。）をすることができる。

- 3 乙は、前項の許諾を得ようとするときは、次の事項を明確にした上で、事前に、書面により再委託をする旨を甲に申請しなければならない。

- (1) 再委託を受ける者の名称
- (2) 再委託をする理由
- (3) 再委託をして処理する内容
- (4) 再委託を受ける者において取り扱う個人情報
- (5) 再委託を受ける者における安全性及び信頼性を確保する対策
- (6) 再委託を受ける者が当該再委託に係る業務の全部又は一部の委託をすることの有無
- (7) 再委託を受ける者に対する管理及び監督の方法

- 4 乙は、第2項の規定により再委託をしたときは、再委託を受けた者に本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、甲に対し、再委託を受けた者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

- 5 乙は、第2項の規定により再委託をしたときは、乙と再委託を受けた者との契約において、再委託を受けた者に対する乙の管理及び監督の手段及び方法を具体的に規定しなければならない。

- 6 乙は、第2項の規定により再委託をしたときは、その履行につき管理及び監督をするとともに、甲の求めに応じ、管理及び監督の状況を甲に対し適宜報告しなければならない。

- 7 乙は、第2項の規定により再委託をしたときは、再委託を受けた者に、当該再委託に係る業務にかかわる作業責任者及び作業従事者から誓約書を徴取させなければならない。

- 8 前項の誓約書は、乙が、再委託を受けた者から受け取り、甲に提出しなければならない。

（派遣労働者等の利用時の措置）

第8条 乙は、本委託業務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者に本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

- 2 乙は、甲に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

（個人情報の管理）

第9条 乙は、本委託業務において利用する個人情報を保持している間は、次の各号の定めるところにより、個人情報の管理を行わなければならない。

- (1) 施錠が可能な保管庫又は施錠若しくは入退室管理の可能な保管室で厳重に個人情報を保管

すること。

- (2) 甲が指定した場所へ持ち出す場合を除き、個人情報を定められた場所から持ち出さないこと。
 - (3) 個人情報を電子データで持ち出す場合は、電子データの暗号化処理又はこれと同等以上の保護措置を施すこと。
 - (4) 事前に甲の承認を受けて、業務を行う場所で、かつ、業務に必要な最小限の範囲で行う場合を除き、個人情報を複製又は複写しないこと。
 - (5) 個人情報を移送する場合、移送時の体制を明確にすること。
 - (6) 個人情報を電子データで保管する場合、当該データが記録された媒体及びそのバックアップの保管状況並びに記録されたデータの正確性について、定期的に点検すること。
 - (7) 個人情報を管理するための台帳を整備し、個人情報の利用者、保管場所その他の個人情報の取扱いの状況を当該台帳に記録すること。
 - (8) 個人情報の紛失、漏えい、改ざん、破損その他の事故（以下「個人情報の漏えい等の事故」という。）を防ぎ、機密性、完全性及び可用性の維持に責任を負うこと。
 - (9) 作業場所に、私用パソコン、私用外部記録媒体その他の私用物を持ち込んで、個人情報を扱う作業を行わせないこと。
 - (10) 個人情報を利用する作業を行うパソコンに、個人情報の漏えいにつながると考えられる業務に関係のないアプリケーションをインストールしないこと。
- (提供された個人情報の目的外利用及び第三者への提供の禁止)

第10条 乙は、本委託業務において利用する個人情報について、本委託業務以外の目的で利用してはならない。また、甲に無断で第三者へ提供してはならない。

(個人情報の受渡し等)

第11条 乙は、甲乙間の個人情報の受渡しに関しては、甲が指定した手段、日時及び場所で行った上で、甲に個人情報の預り証を提出しなければならない。

- 2 本委託業務において電子計算組織の運用又は保守をする場合は、乙は、業務の着手前に、接続又は操作をすることができる情報の種類及び範囲並びに接続又は操作の方法について甲の指示を受けるものとする。

(個人情報の返還、消去又は廃棄)

第12条 乙は、本委託業務の終了時に、本委託業務において利用する個人情報について、甲の指定した方法により、返還、消去又は廃棄を実施しなければならない。

- 2 乙は、本委託業務において利用する個人情報を消去又は廃棄する場合は、事前に消去又は廃棄すべき個人情報の項目、媒体名、数量、消去又は廃棄の方法及び処理予定日を書面により甲に申請し、その承諾を得なければならない。
- 3 乙は、個人情報の消去又は廃棄に際し甲から立会いを求められた場合は、これに応じなければならない。
- 4 乙は、本委託業務において利用する個人情報を消去又は廃棄する場合は、当該情報が記録された電磁的記録媒体の物理的な破壊その他当該個人情報を判読不可能とするのに必要な措置を

講じなければならない。

5 乙は、個人情報の消去又は廃棄を行った後、消去又は廃棄を行った日時、担当者名及び消去又は廃棄の内容を記録し、書面により甲に対して報告しなければならない。

(定期報告及び緊急時報告)

第13条 乙は、甲から、個人情報の取扱いの状況について報告を求められた場合は、直ちに報告しなければならない。

2 乙は、個人情報の取扱いの状況に関する定期報告及び緊急時報告の手順を定めなければならない。

(監査及び検査)

第14条 甲は、本委託業務に係る個人情報の取扱いについて、本契約の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認するため、乙及び再委託先に対して、監査又は検査を行うことができる。

2 甲は、前項の目的を達するため、乙に対して必要な情報を求め、又は本委託業務の処理に関して必要な指示をすることができる。

(事故時の対応)

第15条 乙は、本委託業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無にかかわらず、直ちに甲に対して、当該事故にかかわる個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況を書面により報告し、甲の指示に従わなければならない。

2 乙は、個人情報の漏えい等の事故が発生した場合に備え、甲その他の関係者との連絡、証拠保全、被害拡大の防止、復旧、再発防止の措置を迅速かつ適切に実施するために、緊急時対応計画を定めなければならない。

3 甲は、本委託業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

(契約解除)

第16条 甲は、乙が特記条項に定める義務を履行しない場合は、特記条項に関連する委託業務の全部又は一部を解除することができる。

2 乙は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合においても、甲に対して、その損害の賠償を請求することはできないものとする。

(損害賠償)

第17条 乙の故意又は過失を問わず、乙が特記条項の内容に違反し、又は怠ったことにより、甲に対する損害を発生させた場合は、乙は、甲に対して、その損害を賠償しなければならない。

自動車の使用に関する特記仕様書

本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は使用させる場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成 12 年東京都条例第 215 号）の規定に基づき、次の事項を遵守すること。

1. ディーゼル車規制に適合する自動車とすること。
2. 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成 4 年法律第 70 号）の対策地域内で登録可能な自動車であること。
3. 低公害・低燃費な自動車に努めること。

なお、適合の確認のために、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写の提出を求められた場合には、速やかに提示又は提出すること。